

感染症対策及び事業継続に関する指針

社会福祉法人渡良瀬会（以下「法人」という。）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1 感染症対策に関する基本理念

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等法人が設置する施設又は事業所（以下「施設等」という。）における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、法人における適正な感染症対策の取組みを行う。

2 感染症対策に関する内部体制について

法人は、施設等における感染症の発生や感染拡大防止を目的として、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会は、年1回以上会議を開催する。

また、施設等にはそれぞれに感染症対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。なお、検討委員会は、年1回以上会議を開催し次の事項について協議することとする。

施設等の課題を明確にし、感染症対策の方針・計画を定める。

- (1) 感染予防に関する決定事項や具体的対策を施設・事業所全体に周知する。
- (2) 施設等における感染症に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
- (3) 利用者・職員の健康状態を把握する。
- (4) 感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策及び拡大防止の指揮を執る。
- (5) その他、感染症関連の検討が必要な場合に対処する。

3 感染症対策に関する役割分担

役割	担当者
施設全体の管理	施設長、管理者
委員会実施のための各所への連絡と調整	法人事務
医療機関との連絡調整 利用者、職員の健康状態の把握	看護職員
支援現場における感染対策の実施状況の把握 感染対策方法の現場への周知	生活支援員 衛生管理者
食事の提供状況の把握 利用者の栄養状態の把握 H A C C Pに関すること	(管理) 栄養士

4 感染症対策に関する職員研修について

感染症対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理

の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。本指針に基づいた研修プログラムを作成し、全職員を対象に事業所毎に年1回以上実施する。

4月新規採用職員は4月に研修を実施する。なお、4月以外の採用職員については研修プログラムを作成し、事業所毎に実施する。

感染症対策研修の企画、運営、実施記録の作成は、検討委員が実施する。

5 感染症対策に関する訓練について

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に事業所毎に年1回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染症対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

訓練の企画、運営、実施記録の作成は、検討委員会が実施する。

6 日常の支援に係る感染管理について

(1) 適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。

(2) 利用者及び職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に感染源となることを予防し、利用者及び職員を感染の危険から守る。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- ① 利用者の健康管理
- ② 職員の健康管理
- ③ 標準的な感染予防策
- ④ 衛生管理

(3) 検討委員は、最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、必要に応じて本指針を見直し、更新を行なう。

7 感染症発生時の対応について

(1) 日常の業務に関して感染症または感染症のおそれのある事例が発生した場合には、感染症対策マニュアルに従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

(2) 感染症発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

- ① 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
- ② 消毒
- ③ ケアの実施内容・実施方法の確認
- ④ 濃厚接触者への対応

(3) 感染症の発生後は、必要に応じて施設長及び管理者と協議の上、「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

(4) 感染症の発生後は、必要に応じて施設長及び管理者と協議の上、「関係者への連絡」を速やかに行う。

附 則

この指針は、令和5年3月1日から施行する。